

鶴ヶ島市犯罪被害者等支援条例を制定

問合せ 生活環境課交通安全・防犯担当

一人で悩まず相談してください

誰もが突然、犯罪などの被害者やその家族、遺族となる可能性があります。市では、犯罪被害者などが受けた被害の早期の回復や軽減を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害者などの支援について基本的事項を定めた「鶴ヶ島市犯罪被害者等支援条例」を制定し、4月1日から施行します。

生活環境課交通安全・防犯担当



・彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター（相談無料）
犯罪被害者支援の専門員に相談できます。
☎ 0120・735・001
相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8時30分～17時15分
・性暴力等犯罪被害専用相談電話「アリスホットライン」（相談無料）
性犯罪・性暴力被害に遭われた方の相談窓口です。
☎ 0120・31・8341
相談日時 24時間365日
・犯罪被害者支援総合的対応窓口

令和6年4月1日から市の組織が変わります

問合せ 政策推進課政策担当

感染症対策課を保健センターに統合します。
これにより「感染症対策課感染症対策担当」が担当していた予防接種業務および感染症予防業務は「保健センター感染症対策担当」が担当します。

よろしくお願いします



埼玉県後期高齢者医療保険料率などについて

問合せ 保険年金課保険賦課担当

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。全ての国民が年齢に関わりなく、その能力に応じて医療保険制度を公平に支え合う仕組みとするための見直しが行われたことで、保険料率などが大幅に引き上げられました。

令和6・7年度改正内容

	改正前	改正後	比較
所得割率	8.38%	9.03%※1	+0.65ポイント
均等割額	4万4170円	4万5930円	+1760円
賦課限度額	66万円	令和6年度 73万円※2	+7万円
		令和7年度 80万円	+14万円

※1 基礎控除後の総所得金額等が58万円（年収入211万円相当）以下の方は8.42%
※2 令和6年度に75歳に到達した方が新たに資格取得する場合は、80万円

新しい民生委員・児童委員を紹介します

問合せ 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

4月1日付で厚生労働大臣から委嘱を受けた新しい民生委員・児童委員を紹介します。
民生委員・児童委員とは
地域福祉の推進役として活動する無報酬のボランティアで、担当区域の見守りや地域住民の方が抱える問題について身近な「相談相手」となり、その内容に応じて適切な

支援が受けられるよう、行政や専門機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。
また、民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねることとされています。

担当区域・氏名
下新田第二 鳴海 則子さん

自転車用ヘルメット補助金を全年齢に拡大

問合先 生活環境課交通安全・防犯担当

安全基準を満たした **自転車用ヘルメット購入** **2000円補助**します

補助対象
全年齢に拡大



詳細はこちら

4月1日より、**中学生以上64歳までの方**も対象になり、全年齢の方が対象となります。

		鶴ヶ島市自転車用ヘルメット販売協力店			
対 象	市内在住の方 (過去に申請した方は対象外) 1人につき1個かつ1回	番号	店舗名 (50音順)	住 所	電 話
購入場所	市自転車用ヘルメット販売協力店の店頭 (ネット購入は対象外)	1	大曽根輪業鶴ヶ島店	鶴ヶ丘866-1	☎049・286・3447
対象商品	安全基準(SG、JCF、CE、GS、CPSC)の承認 を受けている税込み 2000円以上の商品	2	カインズ鶴ヶ島店	三ツ木新町1-1-13	☎049・286・6111
申請期限	購入後3か月以内 (中学生以上64歳までの方は、特例として令和6年1月1日以降に購入した商品も対象とし、申請期限は6月30日まで延長します。)	3	ガレージワテック	新町2-2-13	☎049・272・3900
申請方法	・必要書類を添えて直接(市役所2階生活環境課)、郵送、専用フォームで申請 ・申請者は着用者本人(未成年の場合は保護者)	4	サイクルベースあさひ鶴ヶ島若葉店	富士見1-8-10	☎049・279・1130
		5	サイクルセンターながみね	上広谷18-17	☎049・285・0761
		6	サイクルショップル・ブラン	脚折町1-15-1-101	☎049・287・3921
		7	セカンド・サイクル	脚折1377-68	☎049・298・5133
		8	関口モータース	脚折1952-1	☎049・285・2602
		9	タカバタケサイクル	上広谷8-3	☎049・285・2169
		10	ドン・キホーテ鶴ヶ島店	三ツ木新町2-8-3	☎0570・084・711
		11	BOUNCE	藤金805-53	☎049・227・9350
		12	宮崎商会	上広谷367-1	☎049・285・4730

公務員の方の児童手当

問合先 こども支援課子育て支援担当

公務員になった方(独立行政法人に出身した方を含む)や公務員を退職した方は、市と勤務先での手続きが必要です。市での手続きは、こども支援課窓口のほか、マイナポータルでのオンライン申請にも対応しています。

市での手続き

- ・公務員になった方
児童手当の受給事由消滅届が必要です。
- ・公務員を退職する方
児童手当の認定請求が必要

省エネ家電製品等購入補助の 事前申込みを受付します

問合先 生活環境課環境保全担当

補助金申請には、事前申込みが必要です。

事前申込みについて

4月1日(月)から4月30日(火)までの期間に、生活環境課へ直接または専用フォームで申込み

※ 申請が予算を上回った場合は、抽選にて交付申請予定者を決定します

※ 窓口、専用フォームともに鶴ヶ島市に住んでいることが確認できる書類をご用意ください

対象者の要件

- ・市内在住で、事前申込みを

して当選した方

- ・4月1日(月)から7月31日(水)までの期間に対象品の購入、設置、補助金の申請手続きができる方
- ※ 申請は、1世帯につき1回まで
- ※ 令和5年7月の補助金を受け取った方は申請できません

購入対象品や制度の詳細については、ホームページをご覧ください。

申込はこちら

詳細はこちら

です。受給者名義の口座情報が分かるもの、父母のマイナンバーが分かるもの、受給者の保険証(3歳未満の児童を養育している方のみ)をご用意ください。

勤務先での手続き

勤務先にご確認ください。



事業者にも合理的配慮の提供が義務化へ

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

「障害者差別解消法」が一部改正され、令和6年4月から合理的配慮の提供が事業者にも義務化されます。日常生活・社会生活において提供されている設備やサービスなどの中には、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。このような場合には、障害のある人の活動を制限しているバリアを取り除く必要があります。

そのため、障害のある人から「社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている」との意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

対象となる事業者

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービスなどを反復継続する意思をもって行う者となります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども事業者に入ります。

対象となる障害のある方とは

身体障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方（発達障害や高次脳機能障害のある人を含む）、その他心や体のはたらきに障害・難病などに起因する障害を含む）がある方で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方全てが対象です（※ 障害者手帳を持っている方に限定されません）。

合理的配慮の提供とは

- ①行政機関や事業者が、
- ②その事務・事業を行うに当たり、
- ③個々の場面で、障害者から「社会的バリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、
- ④その実施に伴う負担が過重でないときに、
- ⑤社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること、

とされています。



詳細はこちら



障害者手当などのお知らせ

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

市では、次のような手当の支給を行っています。

①③の手当の申請については、専用の診断書の提出が必要です。

① 特別障害者手当

対象

20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある方。ただし、施設に入所中の方、3か月以上継続して病院または診療所に入院している方は、受けられません。

手当額

月額 2万8840円

※ 所得制限があります

② 障害児福祉手当

対象

20歳未満で身体障害者手帳1級、2級の一部、療育手帳Aを持っている方。ただし、施設に入所中の方は、受けられません。

手当額

月額 1万5690円

※ 所得制限があります

③ 特別児童扶養手当

対象

20歳未満で障害の程度がおおむね身体障害者手帳1～3

級、4級の一部、療育手帳A、B、精神障害者保健福祉手帳1級、2級の一部の障害児を養育している方。ただし、障害児が施設入所中の方は、受けられません。

手当額

重度（手当1級）

月額 5万5350円

中度（手当2級）

月額 3万6860円

※ 所得制限があります

④ 在宅重度心身障害者手当

対象

65歳未満（現在受給中の方は65歳以上も含む）で身体障害者手帳が1級、2級、療育手帳A、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方（特別障害者手当、障害児福祉手当および経過措置による福祉手当の受給者、特別養護老人ホームなどの施設入所者は除きます）

手当額

月額 50000円

※ 市・県民税が課せられている方は、その年の8月分から翌年の7月分まで、手当が支給停止となります

国民健康保険税の税率などを改正します

問合先 保険年金課保険賦課担当

今年度からの保険税率など

国民健康保険は、加入している方が病気やけがをしたときに、経済的な負担を抑え安心して医療を受けられるよう保険税を負担し合い、お互いに支え合う医療保険制度です。

平成30年度からは県が国民健康保険制度の運営主体となり、市町村は県から示された標準保険税率を参考に、国民健康保険事業費納付金を納めるための財源となる国民健康保険税の税率などを決定することとなりました。

また、県が定めた国保運営方針（第3期）では、令和9年度の県内の国民健康保険税の準統一に向けて計画的な税率改定などを行うこととなっています。

本市の国民健康保険財政はこの数年間、毎年赤字ですが、被保険者の方の負担増を抑えるため、財政調整基金や一般会計からの繰入金を不足分に充てることで運営してきました。

しかし、近年は一人当たり保険給付費の増加などにより、県に納める国民健康保険事業費納付金が毎年増加しています。



改正後の税率で計算した令和6年度の国民健康保険税納税通知書は、7月上旬に発送します。

その一方で財政調整基金残高の減少、一般会計からの繰入金金の削減で、大変厳しい財政状況が続いています。このようなことから、今後もしも健全に国民健康保険を運営するために、下表のとおり税率の改正が必要となりました。国保加入者の皆さまの負担が増加することになります。が、今後とも国民健康保険の運営にご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

令和6年度改正内容

医療分 (0歳～74歳)	改正前	改正後	比較
所得割率	7.40%	7.30%	-0.1ポイント
均等割額	2万1000円	3万6000円	+1万5000円
世帯課税 限度額	65万円	65万円	変更なし

後期分 (0歳～74歳)	改正前	改正後	比較
所得割率	1.60%	2.40%	+0.8ポイント
均等割額	1万1000円	1万3000円	+2000円
世帯課税 限度額	20万円	22万円	+2万円

介護分 (40歳～64歳)	改正前	改正後	比較
所得割率	1.50%	2.30%	+0.8ポイント
均等割額	1万1000円	1万4000円	+3000円
世帯課税 限度額	17万円	17万円	変更なし

改正に伴うケース別試算および改正前との比較

ケース1 30歳単身者、収入：給与収入300万円

	改正前	改正後	現状との比較 (年額)	1期当たりの増額 (全8期)
医療分	13万8600円	15万2000円	1万3400円	1675円
後期分	3万6400円	5万1100円	1万4700円	1838円
介護分	-	-	-	-
計	17万5000円	20万3100円	2万8100円	3513円

ケース2 40歳夫婦・中学生1人・小学生1人の4人家族、収入：夫のみ給与収入400万円

	改正前	改正後	現状との比較 (年額)	1期当たりの増額 (全8期)
医療分	25万6400円	31万4000円	5万7600円	7200円
後期分	8万1200円	10万7900円	2万6700円	3338円
介護分	5万6900円	8万1500円	2万4600円	3075円
計	39万4500円	50万3400円	10万8900円	1万3613円

ケース3 65歳夫婦2人家族、収入：夫年金収入200万円、妻年金収入60万円

	改正前	改正後	現状との比較 (年額)	1期当たりの増額 (全8期)
医療分	5万5700円	7万300円	1万7300円	2162円
後期分	1万8500円	2万4200円	5700円	713円
介護分	-	-	-	-
計	7万4200円	9万7200円	2万3000円	2875円

※ ケース3は均等割5割軽減該当

「学生納付特例制度」の申請はお済みですか？

問合先 保険年金課保険資格担当

学生納付特例に関するQ&A

Q 2月で20歳になり、納付書が届きましたが未払いのままです。これから学生納付特例の申請はできますか？

A 学生納付特例は2年1か月まで遡って申請することができます。しかし、申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害年金を受けられなくなる場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

Q 学生納付特例は一度申請すれば卒業するまで継続しますか？

A 年度ごとに申請する必要があります。令和5年度に学生納付特例を承認された方で令和6年度中も在学予定の方には、日本年金機構から送付されるハガキ形式の申請書を返送することでも申請ができます。

Q 学校が変わったときもハガキ形式の申請書で手続きできますか？

A 大学院に進学する場合や短期大学から4年制大学に編入する場合など学校が変わったときは、ハガキ形式の申請書では手続きできません。

Q 学生ではなくなったときはどうなりますか？

A 卒業などで学生ではなく国民年金に加入している場合、学生納付特例は終了します。また、収入がなく、国民年金保険料を納めることが難しいときは、国民年金保険料を免除または猶予する制度がありますので、市役所または年金事務所へ申請書を提出してください。また、郵送による提出もできますのでご利用ください。

Q 3月で卒業し、4月から勤務先で厚生年金に加入しましたが、納付書が届きました。手続きする必要はありますか？

A 市役所などへの届出は必要ありません。納付書は行き違いにより届いたものですので、納付せず破棄してください。

Q 追納の手続きはどのようにすればよいのですか？

A 国民年金保険料追納申込書に必要事項を記入し、年金事務所に申請すると、後日追納用の納付書が届きますので、金融機関やコンビニなどで納めてください。

なお、国民年金保険料追納申込書の取得方法は以下のいずれかのとおりです。

- ・年金事務所へ電話して取り寄せる
- ・日本年金機構のHPからダウンロードする
- ・市役所の保険年金課窓口にて受け取る

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の学生や自営業者などの方は国民年金に加入し、保険料を納付することが義務づけられています。ただし、学生については納付が困難な場合、本人の前年所得が基準以下であれば、保険料の納付義務が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度は承認されることで、納付猶予となった期間が年金の受給資格期間(※)に含まれることとなりますので、将来への大切な備えとなります。また、納付猶予となった期間は将来の年金額には反映されませんが、猶予された期間の保険料は、承認されてから10年以内に納付(追納)することによって、将来受け取る年金額に反映させることができます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

なお、納付した保険料は所得税、住民税の社会保険料控除対象となります。

※ 将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な保険料納付済期間など(10年以上)のこと



詳しくは、左の二次元コードから日本年金機構のホームページを見てね！



対象者	大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程、ただし私立の各種学校は県知事の認可を受けた学校に限る)、一部の海外大学の日本分校に在籍している学生 ※ 所得が128万円+扶養親族数×38万円+社会保険料控除などを計算した額以下である方		
	・年度ごとに市役所または年金事務所の窓口で申請書を提出 ・マイナポータルからマイナンバーカードを利用して電子申請を行う		
申請に必要なもの	①本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど) ※ 代理人が来られる場合は代理人の本人確認書類(別世帯の代理人の場合は委任状も必要です) ②基礎年金番号通知書または年金手帳 ③申請年度に有効な学生証※(コピー可)または在学証明書(原本) ④申請書(市役所の保険年金課窓口にあります、または日本年金機構のHPからダウンロードできます) ※ 裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合には表面と裏面の両方のコピーが必要です ※ 学生証がアプリの場合には窓口で提示してください		
学生納付特例	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
	○	×	○

出産被保険者に対する制度について

問合先 保険年金課保険資格担当・保険賦課担当

- 国民健康保険被保険者および国民年金第1号被保険者が**
出産した際には、届出により、
出産前後の一定期間の保険税
(料)が減額(免除)される制度
があります。

※ 出産とは、妊娠85日(4
か月)以上の出産をいいます
(死産、流産、早産を含む)

対象期間
・ 出産予定日または出産日が
属する月の前月から4か月間
・ 多胎妊娠の場合は、出産予
定日または出産日が属する月
の3か月前から6か月間

**国民健康保険
対象者**
令和5年11月以降に出産す
る予定の被保険者または出産
した被保険者
※ 産前産後期間に納める保
険税が0円になるとは限りま
せん

申請窓口
市役所保険年金課(郵送、
電子申請も可)
・ 出産予定日の6か月前から
申請可能

必要書類
・ 届出書
・ 本人確認書類(マイナンバ
ーカードまたは運転免許証な
ど)
- ・ 母子健康手帳など出産(予
定)日がわかるもの
・ 母子関係を明らかにするこ
とができる書類(出産後の届
出の場合)
※ 届出用紙は市ホームページ
からダウンロードするか、
保険年金課窓口でお渡ししま
す
※ 郵送の場合は出産予定日
が確認できるページのコピー
を添付してください

**国民年金
対象者**
国民年金第1号被保険者で
出産日が平成31年2月1日以
降の方
※ 第2号被保険者(厚生年
金加入者)は勤務先へお申し
出ください。
産前産後期間として認めら
れた期間は、保険料を納めた
期間として扱われるため将来
の受給額に反映されます。
産前産後期間は保険料が免
除されますが、付加保険料
(400円)は納付することが
できます。
また、すでに保険料を前納
された場合、産前産後期間の
保険料は還付となります。

令和6年度国民年金保険料の前納について

問合先 保険年金課保険資格担当

令和6年4月からの国民年
金保険料は、月額1万698
0円です。日本年金機構から
送付される納付書には、6か
月および1年前納用も同封さ
れています。国民年金保険料
をまとめて前払い(前納)する
と、割引が適用されお得で
す。

現金(納付書)による2年前
納をご希望される方は年金事
務所にお申し出ください。申
請書をお送りします。

申請書は日本年金機構のホ
ームページからもダウンロー
ドできます。

- 申請窓口**
市役所保険年金課(郵送可)
・ 出産予定日の6か月前から申請可能
- 必要書類**
・ 本人確認書類(マイナンバーカードまたは運
転免許証など)
・ 母子健康手帳など(出産前の届出の場合)
・ 出産日などを明らかにする書類(母と子が別
世帯の場合)
※ 届出用紙は日本年金機構のホームページ
からダウンロードするか、保険年金課窓口で
お渡しします
※ 郵送の場合は出産予定日が確認できるペ
ージのコピーを添付してください



詳細はこちら

納付書での前納の場合		
区分	保険料額	割引額
6カ月前納	10万1050円	830円
1年前納	20万140円	3620円
2年前納	39万8590円	1万5290円

また、国民年金保険料の口
座振替での前納も年度の途中
からまとめて振替できます。



国保
ホームページ



年金
ホームページ

監査委員は市の事務をチェックします

問合先 監査委員事務局

令和6年度監査実施予定		
種 類	事 務 の 内 容	予 定
例月出納検査	会計管理者の行う出納事務が適正に行われているかを検査します。	毎月
定 例 監 査	各課の財務会計事務を中心として、その執行が適正に行われているかを監査します。	10～2月
工 事 監 査	定例監査の一環として、請負契約の金額が原則1000万円以上となる工事の中から監査します。	随時
財政援助団体などに対する監査	市が財政的援助を行っている団体または市の施設の管理運営を委託している指定管理者に対し、補助金や委託金が適正に使用されているかなどを監査します。	9・10月
決 算 審 査	一般会計および特別会計(国民健康保険特別会計など)の歳入歳出決算について、審査します。	6・7月
基金運用状況審査	決算審査にあわせ、定額の資金を運用する基金について、その運用状況を審査します。	6月
財政健全化審査	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)およびその資料が適正に算定されているかを審査します。	8月

監査制度の目的は、市の財務会計事務や事務事業の執行が、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを監査し、その結果を公表することにより、行財政運営の健全性と透明性を確保し、市民福祉の増進と市政への信頼確保に努めることにあります。

監査委員は、地方自治法の規定に基づく必置機関で、その法定数は原則2人と定められています。

監査の種類は、監査計画を定めて行う監査と市民の請求、議会や市長の要求などにより行う監査があります。

※ 監査結果は、随時、市ホームページへ掲載します

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

問合先 女性センター ☎049・287・4755

一人で悩まず相談を

4月は、進学や就職などで生活環境が大きく変わり、性犯罪・性暴力の被害に遭うリスクが高まる時期でもあります。

女性だけでなく、男性やセクシュアルマイノリティの方が被害に遭った場合、被害を申告しにくいという状況があります。加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあります。

望まない性的な行為は性暴力です。被害に遭った方は決して悪くありません。被害に遭った場合は、ためらわずに専門の機関に相談してください。

性暴力の情報を社会全体で共有し、性暴力をなくしていきましょう。

巧妙な手口に注意を

■酔わせて性的行為を強要する問題、セクシュアルハラスメント、痴漢など

■AV(アダルトビデオ)出演被害

モデル・アイドルなどの勧誘を受けた女性や、応募した経験のある女性が「聞いていない・同意していない性的な

行為などの撮影要求」を受けたり、アイドルになりたい心情を利用するなどの、AV出演被害が起きています。

■SNSを利用した性犯罪

SNSで知り合った相手から性的な自撮り画像を要求される、勝手に掲載される、なりすました相手から性暴力を受けるなどの犯罪が増えています。

■レイプドラッグを利用した性犯罪

相手を抵抗できない状態にして性的行為をする目的で、睡眠薬などの薬物を飲食物に混ぜる性犯罪が増えています。

主な相談先など

警察相談専用電話 #9110

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891

性暴力に関するSNS相談「Cure time(キュアタイム)」

チャット、メール相談、外国語あり

Cure time (キュアタイム)

内閣府の関連ページはこちら

令和7年度採用 坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員募集

問合先 坂戸、鶴ヶ島水道企業団総務課庶務担当 ☎049・283・1957

- 職種** 技術職（土木・電気）、技術職（土木・電気）（障害者）

採用予定人数 合わせて3人

第一次試験日 6月2日（日）

受付期間

① 郵送 4月15日（月）～25日（木）

※ 必着

② 持参 4月15日（月）～5月2日（木）

※ 土・日曜日、祝日は除く

8時30分～17時（12時～13時は除く）

受験資格

次の学歴・年齢要件を満たし、各職種の①～③いずれかに該当する方

大学卒…平成4年4月2日以降に生まれた方

短大卒…平成6年4月2日以降に生まれた方

● **技術職（土木）**

① 大学（短期大学、これに準ずる学校を含む）で土木に関する課程を履修し、卒業または令和7年3月までに卒業見込みの方

② 民間企業などにおいて土木に関する職務経験が3年以上（令和6年4月末日時点）ある方

③ 次のいずれかの資格を有する方

1級土木施工管理技士

2級土木施工管理技士

技術士（建設または上下水道部門）

● **技術職（電気）**

① 大学（短期大学、これに準ずる学校を含む）で電気に関する課程を履修し、卒業または令和7年3月までに卒業見込みの方

② 民間企業などにおいて電気に関する職務経験が3年以上（令和6年4月末日時点）ある方

③ 次のいずれかの資格を有する方

電気工事施工管理技士

第一種電気主任技術者

第二種電気主任技術者

第三種電気主任技術者

技術士（建設、電気電子または上下水道部門）

● **障害者枠**

一般枠と同じ職種、受験資格で募集しています。

※ 詳しくは、水道企業団ホームページをご覧ください
- 

詳細はこちら

令和7年度採用 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員を募集

問合先 坂戸、鶴ヶ島下水道組合総務課 ☎049・283・2051

- 職種** 事務職、土木職、機械職

採用予定人数 若干名

第一次試験日

筆記試験（SPI3） 6月30日（日）

面接試験 6月30日（日）、7月7日（日）のどちらか指定された日時

受付期間

① 郵送 5月1日（水）～17日（金）

※ 消印有効

② 持参 5月1日（水）～17日（金）

※ 土・日曜日、祝日は除く

9時～17時

※ 申込方法などは、組合で配布する募集案内または組合ホームページをご覧ください

受験資格（事務職・土木職・機械職）

① 大学を卒業または令和7年3月までに卒業見込みで、平成6年4月2日以降に生まれた方

② 短期大学（専修学校を含む）を卒業または令和7年3月までに卒業見込みで、平成6年4月2日以降に生まれた方

③ 高校を卒業している平成6年4月2日以降に生まれた方

※ 土木職は、土木の課程を専攻した方

※ 機械職は、機械の課程を専攻した方
- 

詳細はこちら

先輩の声

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
森本技師（施設課建設担当）
勤務年数 6年目

水道企業団は、幅広く水道事業に携わることができ、私自身、水道の知識がないまま土木職で転職してきましたが、しっかりした指導のおかげで充実しています。一緒に働ける日を楽しみにしています！



坂戸、鶴ヶ島下水道組合
田島主事（総務課）
勤務年数 4年目

下水道の知識がなかった私でも先輩方に支えられ成長を感じています。下水道組合は小さな組織ですが、職員が一丸となり、重要なインフラを支えています。一緒に「縁の下の力持ち」になりましょう！

「低所得者支援給付金」を支給します

問合せ 市役所2階給付金コールセンター ☎049・298・5277

物価高に苦しむ低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯および低所得者の子育て世帯)を支援するため、給付金を支給します。

住民税均等割のみ課税世帯

支給額

1世帯当たり10万円(1回限り)

対象および受給方法

基準日(令和5年12月1日)において、世帯全員の令和5年度住民税が次のどちらかに該当する世帯(世帯全員が課税者から税の扶養を受けている世帯を除く)

- ・「均等割のみ課税」の世帯
- ・「所得割非課税」で、うち少なくとも1人が「均等割のみ課税」の世帯対象と思われる世帯に対し、4月上旬頃から「確認書」を送付します。同封の記入例を参考に、対象要件に合致することを確認の上、返信してください。

申請期限

7月19日(金)まで



子育て世帯への加算

支給額

児童1人当たり5万円(1回限り)

対象および受給方法

基準日(令和5年12月1日)において、世帯全員の令和5年度住民税が次のどれかに該当する世帯で、世帯員に18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童がいる世帯(世帯全員が課税者から税の扶養を受けている世帯を除く)

- ・「均等割非課税」の世帯
- ・「均等割のみ課税」の世帯
- ・「所得割非課税」で、うち少なくとも1人が「均等割のみ課税」の世帯対象と思われる世帯に対し、順次通知を送付します。

振込口座を把握している世帯

4月中旬頃から「支給通知書」を送付します。

前回の給付金振込口座から変更が無ければ、手続きは不要です(前回の口座に振り込みます)。なお、一部の方は手続きが必要ですので、必ず支給通知書を確認してください。

振込口座を把握していない世帯

4月中旬頃から「確認書」を送付します。

同封の記入例を参考に、対象要件に合致することを確認の上、返信してください。

申請期限

7月19日(金)まで

その他

①令和5年1月2日以降に複数回、転入・転出した対象世帯

市で税に関する情報を持っていないため申請が必要です。申請書は市ホームページからダウンロード(掲載は4月上旬頃から)していただくか、担当窓口で配付するものをご利用ください。なお、前住所地(令和5年1月1日現在)の非課税(課税)証明書※を必ず添付してください。

※ 均等割、所得割の額が分かるもの

②未申告の世帯(全員または一部の方)

非課税(課税)世帯であるか確認できないため通知は届きません。支給を希望する方は税務課で申告の上、①と同様に申請書で給付金の申請をしてください。



詳細はこちら